

長野県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年9月26日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第49号

長野県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

長野県流域下水道事業財務規則（平成31年長野県規則第33号）の一部を次のように改正する。

「
検査職員職氏名

様式第21号中

財産管理票記帳 ㊦
貯蔵品出納簿記帳 ㊦ を
㊦ 直 払 ㊦

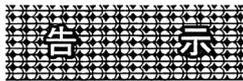
「
検査職員職氏名
財産管理票記帳
貯蔵品出納簿記帳
直払

に改める。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

水道・生活排水課



長野県告示第501号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

令和6年9月26日

長野県知事 阿部 守一

1 病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
モリキ飯山静間薬局	飯山市静間郷谷1481	令和6年8月1日

2 指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事業所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
合同会社 ココロ	上田市神畑506	Calme 訪問看護ステーション	上田市築地751-45山浦貸住宅A号室	令和6年8月1日

地域福祉課

長野県告示第502号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

令和6年9月26日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	変更事項		変更年月日
		新	旧	
平林歯科医院	諏訪市大手1-16-2	諏訪市大手1-16-2	諏訪市城南1-2586-3	令和6年7月24日

地域福祉課

長野県告示第503号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

令和6年9月26日

長野県知事 阿部守一

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	廃止年月日
北上田歯科医院	上田市中央北2-1-17	令和2年8月24日
塩田薬局	上田市中野38-6	令和6年7月31日

地域福祉課

長野県告示第504号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和6年9月26日

長野県知事 阿部守一

- 土砂災害特別警戒区域の名称
上坂川、細萱川及び穂倉沢川
- 指定の区域
駒ヶ根市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第505号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

令和6年9月26日

長野県知事 阿部守一

- 土砂災害特別警戒区域の名称
上坂川、細萱川及び穂倉沢川
- 指定の区域
駒ヶ根市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
別図に記載するのとおり

砂防課

長野県佐久建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和6年10月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年9月26日

長野県佐久建設事務所長 大瀬木 弘

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 299号
- 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
南佐久郡佐久穂町大字畑1750番の1地先から 南佐久郡佐久穂町大字畑1739番の1地先まで	旧	12.7～19.5	0.0880
同 上	新	14.3～83.5	0.0880

道路管理課

長野県佐久建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

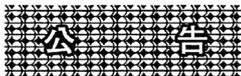
その関係図面は、告示の日から令和6年10月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年9月26日

長野県佐久建設事務所長 大瀬木 弘

- 路線名 299号
- 供用を開始する区間
南佐久郡佐久穂町大字畑1750番の1地先から
南佐久郡佐久穂町大字畑1739番の1地先まで
- 供用を開始する期日 令和6年9月27日

道路管理課



公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和6年9月26日

長野県知事 阿 部 守 一

- 都市計画の種類及び名称
上田都市計画道路 3・3・4号諏訪部伊勢山線
- 都市計画を定める土地の区域
上田都市計画道路 3・3・4号諏訪部伊勢山線

平成26年長野県告示第164号の土地の区域のうち、上田市上野字樋ノ口、字姥懐、字丸山及び字堀越の各一部を変更し、上田市上野字横町及び字立山の各一部を追加する。